

2.2 ソフトウェア使用経験認定規定（固体）

■ 概要

固体力学分野の有限要素法解析技術者 2 級資格の認定においては、CAE ソフトウェアを用いた解析経験があることを前提としています。下記の認定規定(a)～(d)のいずれか 1 つを満足された方には解析経験を認定致します。

| | 認定規定 | 認定要件 | 提出書類について |
|-----|-------------------------------------|---|---|
| (a) | 公認 CAE 技能講習会（固体力学分野）の受講による認定 | 本会が認定した CAE ベンダー等が実施する公認 CAE 技能講習会（固体力学分野）の受講修了をもって、CAE ソフトウェアの解析経験を認定します。（2020 年 9 月 1 日から 2025 年 8 月 31 日までに実施された講習会のみ有効です。） | 本規定による認定を希望される方は、申込時に公認 CAE 技能講習会（固体力学分野）の受講証明書を提出してください。 |
| (b) | 実務経験による認定 | 固体力学分野の有限要素法解析に関する 3 年以上の実務経験のある方については、実務経験に関する証明書類（様式 1）を提出頂き、本会の認定委員会で承認すれば、CAE ソフトウェアの解析経験を認定します。実務経歴には修士ないし博士課程での経験も含めることができますが、 <u>学部での経験は認められません。</u> | 様式 1 は申込後に「計算力学技術者（CAE 技術者）個人ページ」にて作成することができます。 |
| (c) | 学位による認定 | 固体力学分野の有限要素法解析に関するテーマで <u>修士ないしは博士の学位を取得された方</u> （2026 年 3 月取得見込みを含む）については、学位に関する証明書類（様式 2）、または学位論文名のある学位記、あるいは学位記と学位論文名のわかる書類（例えば学位論文の表紙など）を提出頂き、本会の認定委員会で承認すれば、CAE ソフトウェアの解析経験を認定します。 | 様式 2 は申込後に「計算力学技術者（CAE 技術者）個人ページ」にて作成することができます。 |
| (d) | 付帯講習（技能編）免除証明書、ソフトウェア使用経験認定証明書による認定 | 「2020 年以降」の試験において既に CAE ソフトウェアの解析経験の認定を受けている方は、その認定をもって今年度試験の認定とすることができます。この認定は一度取得するとその後 5 年間有効となります。 | 本規定による認定を希望される方は、申込時に「付帯講習（技能編）証明書」または「解析ソフトウェア使用経験認定証明書」を提出してください。 |

固体力学分野の 2025 年度試験において、CAE ソフトウェア解析経験の認定対象となるのは「2020 年 9 月 1 日から 2025 年 8 月 31 日」までに実施された公認 CAE 技能講習会です。受講日が対象期間外のものには認定対象とはなりませんのでご注意ください。

公認 CAE 技能講習会の実施団体一覧は本事業委員会 HP に掲載しています（「学会 TOP」→「イベント・事業」→「資格・認証・認定」→「計算技術者の資格認定」→「試験概要・申込」→「公認 CAE 技能講習会」→「実施団体一覧」）。また、公認 CAE 技能講習会に関するお問い合わせは、その講習会を実施している団体へお願い致します。

なお、固体力学分野 2 級の付帯講習技能編は終了いたしました。詳しくはこちらをご確認ください。

<https://www.jsme.or.jp/cee/news/2022/05/1736>

■ 資格の有効期限切れもしくは更新に代わる再受験に関する特例

資格認定の有効期限以降 5 年以内に試験を再受験する場合、または更新年度に更新申請に代えて受験する場合、認定規定（d）を特別に適用し、CAE ソフトウェア解析経験を認定します。申込時は規定（d）の指定する証明書に替えて「対象認定証の写し（PDF）」を提出してください。